防災知識の普及・啓発

情報班

消火班、救出救護班

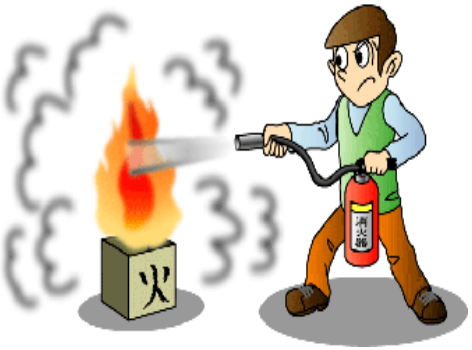

自主防災組織説明会資料

大規模な災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため防災関係機関・団体は、総力をあげて災害応急活動に取り組みます。

しかし、地震などによる災害では、同時に多発する火災をはじめ、道路の寸断や建物の倒壊、断水や電力供給のストップなど、あらゆる災害が同時かつ広範囲に発生するものと思われ、消防や警察、市役所など公共機関の対応にも限界があります。

そんな時、地域の皆さんが自主的・組織的に消火、救出、救護などの防災活動を行うことで地域の人命救助や財産保護などに大きな力となり、災害による被害を最小限に抑えることができます。こうした対応を行うためには、全体を取りまとめる会長をはじめ、補佐役の副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織化することが最も効率的です。これが、「自主防災組織」です。

避難誘導班

給食給水班

なぜ自主防災組織が重要なのか

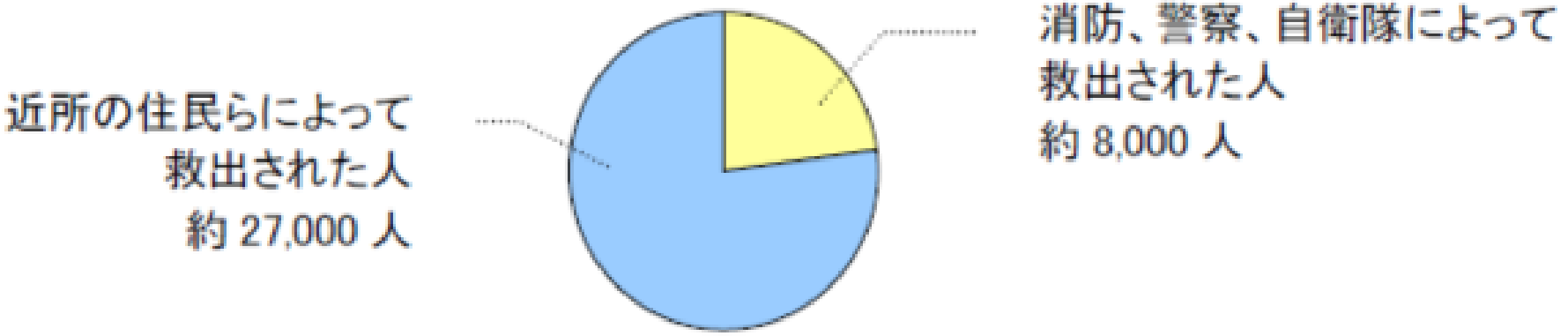

図1　阪神淡路大震災における市民による救助者数と消防、警察、自衛隊による救助者の対比

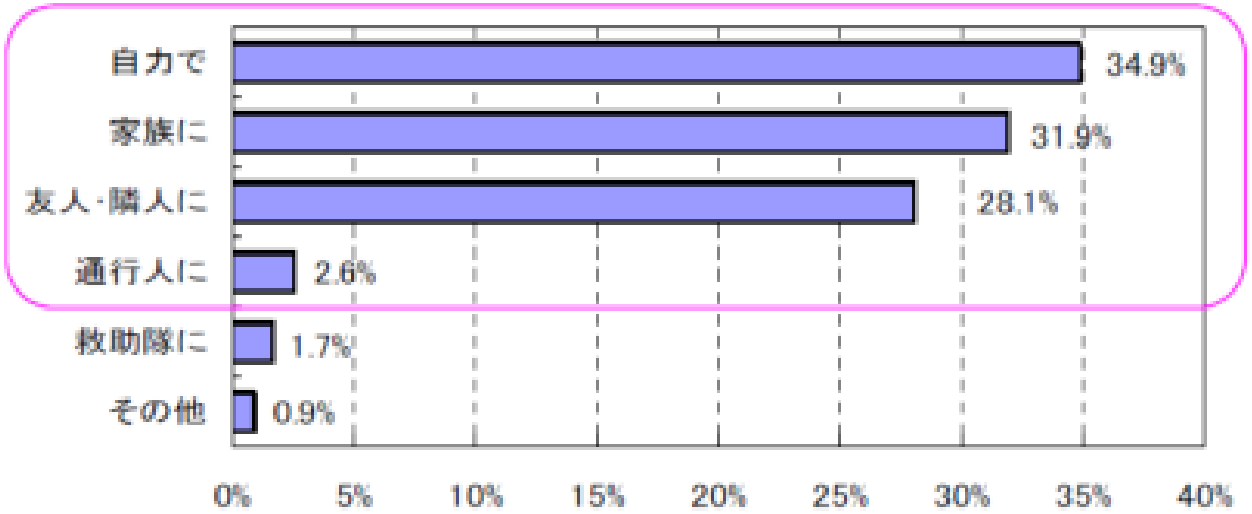

図2　生き埋めや閉じ込められた際の救助

自主防災組織とは

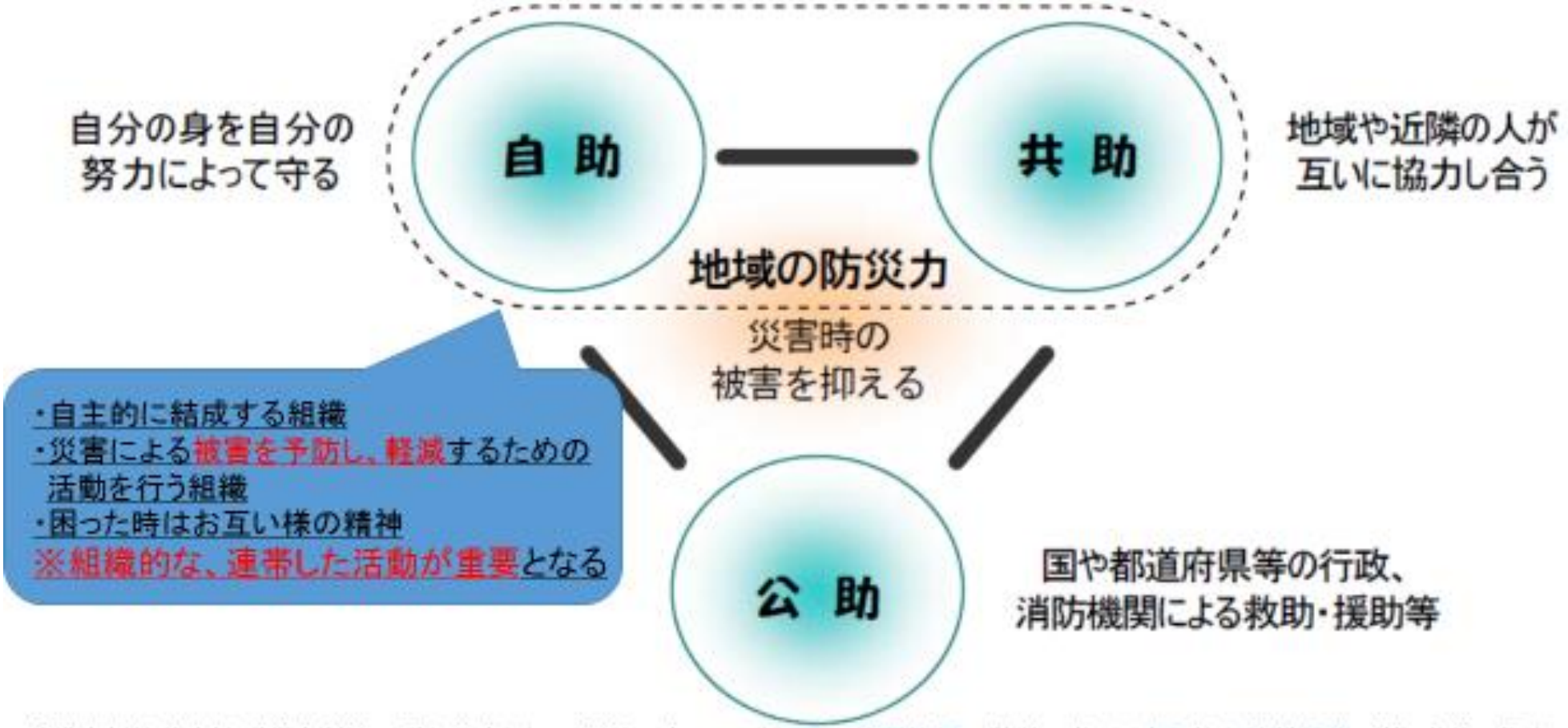

「災害対策基本法」（災害対策の最も基本となる法律）において、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条第2項）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている

期待される活動
（自助・共助）

1　発災、応急対処

（1）自己防御、火の元・電源のしまつ

（2）家族・近所同士による安否確認（市役所への連絡）

（3）救助

（4）応急手当（止血、心肺蘇生、固定　→　安静）

（5）避難（避難後の避難所運営を含む）

2　日頃の備え

（1）最低3日分の備蓄

（2）勉強・訓練

自主防災組織の活動内容

対　策	内　　容		担　当
	日常の活動例	災害時の活動例	
情報対策	情報の収集・伝達方法の立案 防災関係機関や隣接自治会との連絡方法の確立	各世帯による情報班への被害状況報告 情報の集約と市等への連絡 隣接自治会との情報交換 重要情報の各世帯への広報 市への地域住民の安否、入院先、避難先等へ情報提供	情報班
消火対策	火災予防の啓発 延焼危険地区、消防水利等の把握	各自家庭における火の始末 初期消火の実施 延焼の場合は消火班出動	消火班
救出対策	救出用資機材の整備計画の立案 建設業者への重機の事前協力要請	初期救出の実施 建設業者への応援要請	救出救護班
救護対策	各世帯へ救急医薬品の保有指導 応急手当講習会の実施 負傷者収容について医療機関との協議	軽症者は各世帯で処置 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 重傷者などの医療機関への搬送	
避難対策	避難対象地区の把握 避難路の決定と周知 自力で避難困難な者のリストアップ	避難路の安全確認 避難者の誘導（組織的避難の実施） 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避難誘導班
給食給水対策	各世帯への備蓄の徹底 飲料水が確保できる場所の把握 炊出し、配分計画の立案	飲料水の確保 炊出しの実施 飲料水、食糧などの公平配分	給食給水班
防災訓練	個別訓練の随時実施 市が行う防災訓練への参加		各　　班
備　　蓄	各班の活動に必要な資機材、物資の順次備蓄 備蓄資機材、物資の管理、点検		各　　班

○　○　区　防　災　会

会員数
名

相談役
消防団員
消防署員
市役所職員　等

会　　長	
自治会長	
電　　話	

副　　会　　長	
○　　○	
電　　話	

あわら市役所
73-1221（代表）
73-8040（直通）
嶺北あわら消防署
73-0119（代表）
あわら警察署
73-0110（代表）

情報班
班長 電話
副班長 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話

消火班
班長 電話
副班長 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話

救出救護班
班長 電話
副班長 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話

避難誘導班
班長 電話
副班長 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話

給食・給水班
班長 電話
副班長 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話
班員 電話

※会員数を明記してください

役　員　名　簿

職　　名	氏　　名

○○区防災会規約（作成例）

（名称）

第１条　この会は、○○区防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、平常時は会長宅、災害発生時は○○区民館に置く。

（目的）

第３条　本会は、自治会員が連帯協調して自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害その他の災害による被害を未然に防止し、又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（活動内容）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 地震、火災、風水害その他の災害の予防に関すること。

(3) 防災活動に必要な資機材の整備に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等応急対策に関すること。

(6) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

（会員）

第５条　本会は、○○自治会内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長　１人

(2) 副会長　○人

(3) ○○　○人

(4) ○○　○人

２　役員は、次のとおり自治会役員が兼任する。

(1) 会長　自治会長

(2) 副会長　○○

(3) ○○　○○

(4) ○○　○○

３　役員の任期は○年とする。ただし、再任は妨げない。

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表するとともに会務を総括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（※その他の役員は、組織の実情に応じて定める。）

（会議）

第８条　本会に、総会、役員会その他の会議を置く。

（総会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要ある場合は、臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他総会が特に必要あると認めたこと。

（役員会）

第 10 条　役員会は、会長、副会長及び○○をもって構成する。

２　役員会は、必要に応じ会長が招集する。

３　役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) その他役員会が特に必要があると認めたこと。

（防災計画）

第 11 条　本会は、第３条に規定する目的を達成するため、防災計画を策定する。

２　防災計画は、第４条に規定する事業の総合的かつ計画的な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

（経費）

第 12 条　本会の経費は、自治会予算をもってこれに充てる。

附　則

この規約は、令和○○年○○月○○日から実施する。

○○区防災会　防災計画（作成例）

１　目的

この計画は、○○区防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

２　計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（１）　自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
（２）　防災知識の普及に関すること。
（３）　災害危険の把握に関すること。
（４）　防災訓練に関すること。
（５）　情報の収集・伝達に関すること。
（６）　避難に関すること。
（７）　出火防止、初期消火に関すること。
（８）　救出・救護に関すること。
（９）　災害時要援護者（高齢者、障害者等）対策に関すること。
（１０）他組織との連携に関すること。
（１１）防災資機材等の整備管理に関すること。

３　自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため防災会組織図のとおり防災組織を編成する。

４　防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

（１）　普及・啓発事項

① 防災組織及び防災計画に関すること。
② 地震・風水害等についての知識に関すること。
③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
④ 家庭における食料等の備蓄に関すること。
⑤ その他防災に関すること。

５　地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

（１）　把握事項

① 危険地域、区域等
② 地域の防災施設、設備
③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

④ 大規模災害時の消防活動

（２）　把握の方法

① あわら市地域防災計画

② 座談会、講演会、研修会等の開催

③ 災害記録の編纂

６　防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

（１）　個別訓練

① 情報収集・伝達訓練

② 消火訓練

③ 救出・救護訓練

④ 避難訓練

（２）　総合訓練

総合訓練は２以上の個別訓練について総合的に行う。

（３）　訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

（４）　訓練の実施

総合訓練は原則年１回以上、個別訓練は随時実施する。

７　情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のように行う。

（１）　情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

（２）　情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、伝令等による。

８　出火防止及び初期消火

（１）　出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月○日を「防災の日」とし、各家庭においては、次の事項について点検整備する。

① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

② 可燃性危険物品等の保管状況

③ 消火器等消火資機材の整備状況

④ その他建物等の危険箇所の状況

（２）　初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるよう次の消火資機材について点検・配備を行う。

① 可搬式（小型）動力ポンプの整備・点検

② 各家庭への消火器の配備

９　救出・救護

（１）　救出・救護活動

建物の倒壊、落下物により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に参加する。

（２）　医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

（３）　防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10　避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

（１）　避難誘導の指示

あわら市災害対策本部からの避難指示が出たとき又は、会長が必要であると認めたときは、会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

（２）　避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市防災計画に定められた避難場所に誘導する。

（３）　避難経路及び避難場所

①自主避難所　　○○区民館、○○公園

②拠点避難所　　○○学校

11　災害時要援護者対策

（１）　災害時要援護者台帳・マップの活用

災害時に避難状況を把握するため、市から配付された災害時要援護者台帳・マップ等を活用する。

（２）　災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について検討し訓練に反映させる。

12　他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

13　防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

（１）　配備計画

（２）　定期点検

毎年〇月の第〇〇曜日を全資機材の点検日とする。

防災資機材等整備事業補助の概要

この補助金は、次により補助を行うことにより自主防災組織の結成促進と育成推進を図ることを目的としています。

なお、本補助の申請は一つの組織に対し、１回／年度とします。

〇補助事業の経費の範囲　ヘルメット、バケツ、土のう、担架、チェーンソー、発電機等の防災資機材の購入に要する経費
（次頁参照）
※ 維持補修に要する経費及び他の補助金等による助成措置がある場合を除く。

〇補　助　率
（1）１回目（設立時）　１／２以内（千円止め）
（2）２回目以降　　３／１０以内（千円止め）

〇補助限度額
（1）１回目（設立時）　１５千円～１００千円
（2）２回目以降　　９千円～３０千円

〇申請書提出期限　６月末(設立にかかる補助の場合は 10 月末)

〇備　考　初めて補助金を申請される場合は、自主防災組織登録申請書一式も併せて提出してください。

問合せ先

総務部 総務課 防災安全対策室
担 当：山口、三上
ＴＥＬ：７３－８０４０（直通）

補助対象防災資機材の種類

区　分	補助対象防災資機材等
情報収集、伝達用資機材	携帯用ラジオ、ハンドマイク、携帯用無線通信機等
救出、救助用資機材	担架、チェーンソー、ジャッキ、チェーンブロック、エンジンカッター、スコップ、のこぎり、つるはし、掛矢、ハンマー、斧、鉈、バール、ロープ、一輪車、ゴムボート、はしご、土のう等
消火用資機材	可搬式小型動力ポンプ、バケツ、防火衣等
救護用資機材	車椅子、救急医療セット、テント、防水シート、毛布等
避難用資機材	ヘルメット、発電機、投光機、強力ライト（懐中電灯）、コードリール、リヤカー、誘導旗、腕章、燃料等
給食、給水用資機材	炊飯装置、給水タンク、緊急用ろ水装置、釜、鍋、やかん、保存用食料、保存用飲料水等
その他の防災資機材	防災（備蓄）倉庫、簡易収納庫等
その他市長が必要と認める資機材	

様式第１号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

あわら市長　様

住　　所

組 織 名

代表者名　　印

自 主 防 災 組 織 登 録 申 請 書

自主防災組織を設立したので、あわら市自主防災組織育成要綱第５条の規定により、登録を申請します。

組　織　の　名　称		
母体となる行政区等名		
規　　模		世帯
設　立　年　月　日		
代表者	住　　所	
	氏　　名	
	電　　話	

添付書類　①規約又は会則
②組織図及び役員名簿
③区域図
④活動方針及び活動計画
⑤その他

記入例

様式第１号（第５条関係）

令和○○年○○月○○日

あわら市長　様

住　　所　あわら市市姫三丁目１－１

組 織 名　○○区防災会

代表者名　会長　あわら　太郎　印

自　主　防　災　組　織　登　録　申　請　書

自主防災組織を設立したので、あわら市自主防災組織育成要綱第５条の規定により、登録を申請します。

組　織　の　名　称		○○区防災会
母体となる自治会名等		○○区
規　　模		○○世帯、○○人
結　成　年　月　日		令和○○年○○月○○日
代表者	住　　所	あわら市市姫三丁目１－１
	氏　　名	あわら　太郎
	電　　話	自宅：７３－８０４０ 携帯：０９０－○○○○－○○○○

添付書類　①規約又は会則
②組織図及び役員名簿
③区域図
④活動方針及び活動計画
⑤その他

様式第２号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

あわら市長　様

住　　所

組 織 名

代表者名　　印

自 主 防 災 組 織 登 録 事 項 変 更 届

自主防災組織の登録に関し届け出た事項について下記のとおり変更したので、あわら市自主防災組織育成要綱第６条第２項の規定により届け出ます。

記

変更内容

記入例

様式第２号（第６条関係）

令和○○年○○月○○日

あわら市長　様

住　　所　あわら市市姫三丁目１－１

組 織 名　○○区防災会

代表者名　会長　あわら　太郎　印

自 主 防 災 組 織 登 録 事 項 変 更 届

自主防災組織の登録に関し届け出た事項について下記のとおり変更したので、あわら市自主防災組織育成要綱第６条第２項の規定により届け出ます。

記

変更内容

役員改選による組織図及び役員名簿の変更

変更内容は、別添「組織図」「役員名簿」のとおり

● 設立までの流れ

『市・消防による説明会の実施』⇒『区役員会等での検討、市・消防への相談』⇒『区総会での設立を決定（区民への周知)』⇒『市への登録（●ページ参照)』

● 設立後、お願いしたい事項

・ 組織の継続
※毎年、区総会等において時期役員への引継ぎ、区民への周知をお願いします。
・役員等の変更による死への変更連絡（●ページ参照）
・ 防災訓練の実施（情報収集・伝達訓練、消化訓練、救出・救護訓練、避難訓練等）
※市から保存食・保存飲料水の提供、消防から技術的支援等をさせていただきます。
・ 防災資機材の整備（市補助金の活用）

自主防災組織設立、市補助金申請（防災資機材整備自供補助金、自衛消防施設整備補助金)、防災訓練に関するお問い合わせ先

●あわら市総務部総務課行政グループ防災安全対策室

総務課防災安全対策室直通電話	７３－８０４０
市役所代表電話	７３－１２２１（内線２２５）
ＦＡＸ番号	７３－１３５０
Ｅメールアドレス	soumu@city.awara.lg.jp

消化訓練、救助訓練、住宅火災警報器の設置に関するお問い合わせ先

●嶺北あわら消防署　警備課　７３－０１１９